

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける(「Tier N」から「Tier N+1」へ)ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP(事業継続計画)策定の助言等の支援も進めます。

a. 企業間の連携

地域の文房具メーカーやデザイン事務所とのオープンイノベーションを推進し、新商品の共同開発や販促活動を行います。

b. IT 実装支援

POS レジの導入を通じて得たデータを活用し、取引先と在庫情報や販売データを共有することで、効率的な商品供給体制を構築します。また、取引先の IT 人材育成を支援し、サイバーセキュリティ対策の助言・支援を行います。

c. 専門人材マッチング

店舗運営や商品開発において、専門的な知識やスキルを持つ人材とのマッチングを促進し、取引先の課題解決や新たなビジネスチャンスの創出を支援します。

d. グリーン化の取組

環境に配慮した商品の取り扱いを拡大し、取引先と協力して省エネ診断や生産工程の脱・低炭素化を推進します。また、グリーン調達を積極的に行い、持続可能な社会の実現に貢献します。

e. 健康経営に関する取組

従業員の健康増進施策を取引先と共同で実施し、健康経営に関するノウハウを共有することで、働きやすい職場環境の構築を支援します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行(下請中小企業振興法に基づく「振興基準」)を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

1. 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

2. 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

3. 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

4. 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者が取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

2025年2月10日

有限会社綿屋 代表取締役 春日よし子